

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	自治協働課
委 託 業 務 名	逢坂市民センター昇降機改修業務
委託業務場所	大津市京町三丁目
概 要	逢坂市民センター昇降機の改修 既設昇降機の耐震対策のため改修する。
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 8 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 8 日
契 約 金 額	4, 2 9 0, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 京都府京都市南区上鳥羽大物町 2 8 番地 〔名 称〕 日本オーチス・エレベータ株式会社京都支店
契約相手方の 選 定 理 由	逢坂市民センターの昇降機施設（エレベーター）については日本オーチス・エレベータ株式会社による設置であり、保守についても同社へ委託している。 本業務は、当該昇降機について、新たに機器及び部品等の設備を導入することで、対象箇所の故障による閉じ込めやエレベーターの長期間停止等を未然に防ぐことを目的としている。新たに導入する機器及び部品等の設備は、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させることが不可能であるため、既存昇降機を設置した製造元である当該選定業者と契約する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。